

広報

みほ

令和3年(2021)

6

No.711

月号

Miho Public Relations



《写真》

茨城アストロプラネッツの応援に行ってきたよ
マスコットキャラクターのアストロマンと夢の競演！
(茨城アストロプラネッツ公式戦／光と風の丘公園にて)

むらの話題

地域の話題を
お待ちしております

■総務課・広報係

☎029-885-0340 (内) 205



区長・副区長会議 区長会総会開催しました



4月24日、中央公民館で令和3年度区長・副区長会議が開催され、各地区の区長さん・副区長さんに委嘱状が交付されました。また、会議に引き続き区長会総会が開催され、令和3年度の役員さんが選ばれました。地区の代表である区長さんは、地域と行政が一体となった活力ある住みよい村づくりに向けて、住民と行政をつなぐパイプ役としてご活躍くださいます。44名の区長さん、49名の副区長さん一年間よろしくお願ひします。

◎令和3年度

区長会役員 敬称略

会長 野口盛司(根火)
副会長 高嶋 靖(大山東部)
坂本 孝(興津)
糸賀一男(郷中)

祝 美浦所属馬 皐月賞 制覇 エフフォーリア号



4月18日、中山競馬場(2000m・芝コース)で行われた、第81回皐月賞において、美浦トレーニング・センター鹿戸雄一厩舎所属のエフフォーリア号が優勝しました。スタートから先頭集団の好位置でレースを進め、最終コーナーを回りきったところで先頭に立つと一気にスパートをかけ、瞬く間にライバルたちを引き離し、先頭でゴールを駆け抜けました。

エフフォーリア号の厩務を担当する成田雄貴調教助手は、「この子は普段は手がかからず、とても賢くて人がやりたいことを理解している感じです。競馬場に着くまではいつも通りといった感じでしたが、装鞍所(蹄鉄の検査、馬の健康状態をチェックする所。)に入ってから、内に秘めているものが出てきているのを感じました。今回はレースで勝つことができ、感無量です。これまでも私自身GIに挑戦してきましたが惜しくもタイトルを逃してしまっていたので、今回勝てたことはホント嬉しいですよ。」と語ってくれました。

圧勝ともいえるレース内容で勝利を収めたエフフォーリア号と成田調教助手の今後のさらなる活躍が楽しみです。



鹿戸雄一 調教師



成田雄貴 調教助手



横山武史 騎手

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、厩舎には訪問せず電話による取材とさせていただきます。

自衛官募集相談員に細谷忠氏

4月12日、役場で自衛官募集相談員委嘱状交付式が行われ、細谷忠さんが新たに就任しました。交付式では、中島村長が委嘱状を、野口紀幸自衛隊茨城地方協力本部長が活動で使用する名刺をそれぞれ交付しました。

自衛官募集相談員は、自衛隊入隊希望者に対する説明・援助や人員の推薦等、自衛官募集に関するさまざまな活動を行っています。細谷さん、よろしくお願ひします。



木造住宅耐震改修促進事業

地震災害における木造住宅の倒壊等を防止し、災害に強い安全な街づくりを進めるため、**木造住宅**の

耐震診断

耐震改修設計

総合支援メニュー※

費用の一部を補助します。

※「総合支援メニュー」とは、耐震改修設計および耐震改修工事の一括補助となります。

耐震診断

耐震診断士の派遣(無料)

▶次の全ての要件を満たす住宅が対象となります。

- ①美浦村にある昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅。
※店舗等の用途を兼ねるものは、住宅部分の床面積が過半を超えるもの。
- ②在来工法および枠組壁工法によって建築されたもの。
- ③延べ床面積が30平方メートル以上のもの。
- ④他機関の同様の補助制度による補助を受けていないこと。
- ⑤所有者およびその世帯員が村税等に滞納がないこと。



耐震改修設計

耐震改修工事のための設計費の2分の1の額を補助(上限10万円)

総合支援メニュー

耐震改修設計費および耐震改修工事費の5分の4以内の額を補助(上限100万円)

▶次の全ての要件を満たす住宅が対象となります。

- ①美浦村にある昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅。
※店舗等の用途を兼ねるものは、住宅部分の床面積が過半を超えるもの。
- ②在来工法および枠組壁工法によって建築されたもの。
- ③耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満とされたもので、耐震改修設計・工事によって上部構造評点を1.0以上とするもの。
- ④茨城県木造住宅耐震診断士等が耐震改修設計を行うものであること。
- ⑤総合支援メニューは、年度内に耐震改修設計および耐震改修工事が完了すること。
- ⑥他機関の同様の補助制度による補助を受けていないこと。
- ⑦所有者およびその世帯員が村税等に滞納がないこと。



◇**申込期間** 6月1日(火)~11月30日(火)

※予算額に到達した時点で期限内でも終了となります。

◇**申込方法** 各申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて役場都市建設課まで提出ください。

※申込み用紙は都市建設課窓口、または村ホームページからダウンロードしてください。

■**問合せ** 役場都市建設課 ☎029-885-0340(内)222・223

みなさまの声を聞かせください

～村長へのたより～



村では、地域と行政が一体となって「住みよい街づくり」を進めるため、皆さんが日頃思っている村政へのご意見やご要望を随時受け付けています。

“村長へのたより”の送り方

専用の投函箱に



専用の投函箱「あなたの声を村政に～村長へのたより」が村の公共施設7カ所に設置されています。用紙に必要事項を記入後、投函してください。

《設置場所》

役場、中央公民館、地域交流館みほふれ愛プラザ、保健センター、光と風の丘公園クラブハウス、文化財センター、老人福祉センター
※手紙を回収するまでにお時間をいただく場合がございます。ご了承ください。



専用の用紙を郵送で

上記の専用の投函箱脇に、村長へのたより専用の用紙が備え付けてあります。用紙に必要事項を記入後、のり付けして郵便ポストに投函してください。



公式ホームページからメールで

村公式ホームページのトップページ下部に「お問い合わせ」がありますので、総務課宛てに送付してください。
※意見・要望以外の業務に関する問い合わせは、それぞれの担当課宛てに送付してください。

■問合せ 総務課広報広聴係 ☎029-885-0340(内)205



みほ文芸

正調俚謡 日和吟社 字結び「遠・足」(一字以上詠み込み)

春の陽気と初音につられ花野散歩の遠まわり
遠き宇宙に思いを馳せて量り知れない母の愛
青葉明るい遠野の里の民話聞きほれ旅の人
セピア色した遠足写真ニューム水筒ぬるい水
自粛解除が遠退く日々に家庭菜園真つ盛り
一人一人が環境守り永遠に輝け青い地球
老いるシヨックよ足腰萎えて耳は遠くにポケも来た
ついていけないIT時代遠い昭和が懐かしい
春の遠足みやげは笑顔「楽しかった」のその言葉
餌を蹴散らし好みを選ぶ庭の餌代細き足
「後は頼む」と遠くへ逝った亡夫はいつでも傍に居る
増える対立分断社会自由平和は遠い道
味が足りない私の俚謡は甘さ辛さの俚謡心
足は大事と云いつつ我が身膝の激痛覺え
柿の若葉の下から見える遠い青空孫の声
春の喜び爽やか告げる遠い孫とのかしわ餅
母の手造りのり弁持ったのし遠足なつかしい
日々の幸せ噛み締め生きる今日もくつきり遠筑波
酔った夫婦の山吹色にとろり寝て聞く遠蛙
胸の思いを打ち明けたいに未だ逢えない遠い人
娘背負って買物炊事足は氣力じゃ孫むりだ
五月の俳句(題 当季雑詠)
産土の鎮もる境内松の花
啄木の謡耳に流れる春の空
こりこりと葉隠れの梅太りけり
駆け抜けた春を追いかけ三春の地
どうなるの変異ウィルス春嵐
ほろ苦きあけびの新芽酒のあて
柏餅ほおばり男の子の力沸く
白バラの薔ほんのり紅兆す
菖蒲湯やピンピンコロリ声高に
足もとに雲の流れる代田かな
経塚に比叡の教え春落葉
五月雨のまなうら宥め辞書を引く

- 小園江久美 井戸智蘇道 酒川夢花 塚本夏雲 高橋一步 上野八千代 増尾青蓮 伊藤葉子 石戸葎華 関根秀子 山崎笑子 門脇悠美 山岡亜子 長谷川悦子 沼寄朋香 山岸錦洋 木村幸子 田島草実 飯塚筑風 篠原美千代 山崎泰弘 (五十音順)
青野安佐子 石毛恵美子 市川紀行 海道民子 木澤はしめ 小林美佐恵 高柳幸子 田島早苗 中島輝子 長田敏笑 増尾尚子 松本秀子



注意！

あなたの土地が狙われています

■問合せ 生活安全課 ☎029-885-0340(内)214・215

甘い言葉や見知らぬ業者には注意！

悪質な業者から金銭やうまい話で土地利用を求められ、安易に同意してしまった結果、大切な土地に廃棄物を不法投棄されたり、質の良くない残土などを埋め立てられる事案が増えています。甘い言葉で見知らぬ業者から話を持ちかけられたときは、十分注意してください。



土地を資材置き場として貸したところ、廃棄物が持ち込まれるようになり、事情を確認した。『一時的な保管ですぐ撤去する』とのことだったが、廃棄物の山を残したまま行方がわからなくなってしまった。という被害が発生しています。

『あなたの土地を貸して欲しい』などと話を持ちかけられたときは、相手方をきちんと調査し、使用目的などを明確にした上で賃貸借契約を書面で結ぶことが重要です。

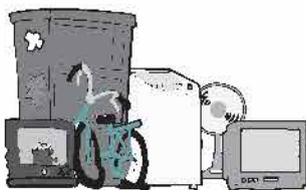
ポイント



『無料であなたの土地を造成します』と話を持ちかけられたため、とてもいい話だと思いお願いしたところ、不適正な残土処分の場所に使われたり、重機で穴を掘って廃棄物を埋められたりしてしまった。という事件が多発しています。

土地を造成するには、法令や条例等による規制や許可等が必要な場合がありますので、依頼する前に必ず担当窓口へご相談ください。

ポイント



便利屋などを装い、『ごみを安価で処分します』と言って、有料で引き取ったごみを適正に処分せず、空き地や山林などに投棄してしまう。という事例が増えています。

粗大ごみや大量のごみを処分する場合は、信頼できる専門業者(許可業者)に依頼するようにしてください。

ポイント



不法投棄を見かけたら・・・

次のような不法投棄の疑いのある現場を見かけたら通報してください。

- 工事現場でもないのに、重機を使って不自然な穴を掘っている。
- 廃棄物の処理場ではないのに、廃棄物が多量に集められている。
- 早朝や深夜に見かけないダンプが出入りしている。

通報先 不法投棄110番 ☎0120-536-380
 問合せ 美浦村役場生活安全課 ☎029-885-0340(代)
 茨城県廃棄物規制課 ☎029-301-3033



～納税の公平性を保つために～

財産の差押えを実施しています

■問合せ 収納課 ☎029-885-0340

美浦村では、「滞納者」と「納期限までに納税していただいている大多数の皆さま」との公平性を保つため、滞納処分を厳正に執行しています。皆さまが納めている税金は、福祉や教育等の貴重な財源となりますので、納期限内の納税にご協力をお願いします。

滞納処分について

税金は、定められた納期限までに納税者の皆さまに自主的に納めていただくもので、これが税本来の姿です。納税者が納期限までに納税しないことにより、督促状を送達したにも関わらず、完納されないことを「滞納」といいます。滞納した場合は、督促手数料・延滞金を課され、さらに村は滞納者に帰属する財産を差押え、換価(取立)し、その代金を滞納している村税等に配当する一連の処分である強制換価手続(滞納処分)を行うこととなります。

国や地方公共団体には、その財政基盤を確保するため、租税等の債権について、裁判所等の司法の執行機関を通じることなく、自ら強制的に徴収することができる「自力執行権」が認められています。

滞納処分の手続きの流れ

督促発布 地方税法第329条、第371条、第457条 他

▶ 納期限までに村税等が完納されない場合は、督促状を発送しなければなりません。

財産調査 地方税法第298条、国税徴収法第141条、第142条 他

▶ 滞納処分のために必要なときは、滞納者、官公庁、金融機関、取引先、滞納者の財産を占有する第三者等に対し質問・検査および捜索をすることができます。

財産差押え 地方税法第331条、第373条、第459条 他

▶ 督促状を発送した日から10日を経過した日までに、納税者が滞納となっている村税等を完納しないときは、その納税者の財産を差押えなければなりません。

換 価 国税徴収法第67条、第94条、第109条 他

▶ 差押え不動産については公売、預貯金等の差押え債権については取立てにより差押え財産を金銭に換えます。

配 当 国税徴収法第129条

▶ 差押え財産の換価代金を村税等へ配当します。

◎延滞金…次の割合で加算されます。

- ・ 納期限の翌日から1カ月間は延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合《令和3年は年2.5%》
- ・ 納期限の翌日から1カ月を経過した後は、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合《令和3年は年8.8%》

令和2年度滞納処分実績

《不動産公売》 公告件数1件 売却件数1件 換価金額1,350,000円

《債権差押え》 件数307件
差押金額31,159,405円
取立金額24,152,510円

※債権…預貯金、生命保険、給与賞与、売掛金、年金、所得税還付金等

《不動産差押え》 件数10件

《不動産参加差押え》 件数2件

《競売事件等に対する交付要求》 件数79件

納税相談はお早めに！

納税が困難になったとき、そのまま放置しておくとう督促手数料・延滞金がついてしまうばかりでなく、差押えなどの滞納処分を受けることがあります。納期限内に納税ができなくなった時や、一度に納付することが難しい時は、お早めにご相談ください。

※課税の内容については、納税通知書に記載されている課税担当課にお問い合わせください。

介護保険料負担限度額認定証 の申請手続きについて

8月から特定入所者介護(予防)サービス費の給付要件・食費の金額が変わります

■問合せ 福祉介護課介護保険係 ☎029-885-0340(内)113・132・135

介護保険の施設サービス(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・地域密着型介護老人福祉施設)や、短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)を利用した際の食費・居住費は、利用者の自己負担となっています。しかし、低所得等の理由により自己負担が困難と認められる方には、その方の世帯の所得に応じて3段階の自己負担限度額が設けられています。認定を受け自己負担限度額の適用を受けるためには申請が必要です。

◎昨年度認定を受けた方も、再度申請が必要です

現在認定を受けている方には「介護保険負担限度額認定証」を交付しており、その有効期間は1年(令和3年7月31日まで)となっています。引き続き制度を利用するには新たに申請が必要となりますので、お忘れなく早めのお手続きをお願いします。

※現在の認定者には6月下旬に申請書を送付する予定です。

■基準費用額(施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額)

利用者負担は、施設と利用者の中で契約により決められますが、基準となる額が定められています。

※1日あたり

▶居住費…ユニット型個室2,006円、ユニット型個室的多床室1,668円

従来型個室1,668円(介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,171円)

多床室377円(介護老人福祉施設と短期入所生活介護は855円)

▶食費…1,392円(令和3年8月から1,445円) **令和3年8月から 食費の金額が変わります**

■自己負担限度額(1日あたり)《令和3年8月から第3段階が細分化され、食費の負担限度額が一部変わります》

利用者負担段階		居住費等の負担限度額				食費の負担限度額		
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス	
第1 段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、 老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円	
第2 段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、 合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金 収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	390円 <small>令和3年8月から 600円</small>	
第3 段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者 負担段階第2段階以外の人(令和3年7月まで)	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	650円	
	令和3 年8 月 から 第3 段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、 合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金 収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
	第3 段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、 合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金 収入額が120万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、()内の金額となります。

※次の①②のいずれかに該当する場合、特定入所者介護(予防)サービス費の給付対象にはなりません。

①住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者

②住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も住民税非課税)でも、預貯金等が一定額(単身1,000万円、夫婦2,000万円)を超える

②については、令和3年8月から
預貯金等の金額が利用者負担段
階別になります。

- ・第1段階 / 預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
- ・第2段階 / 預貯金等が単身 650万円、夫婦1,650万円を超える場合
- ・第3段階① / 預貯金等が単身 550万円、夫婦1,550万円を超える場合
- ・第3段階② / 預貯金等が単身 500万円、夫婦1,500万円を超える場合

低所得の子育て世帯に対する

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)のご案内

ひとり親世帯を支援するため、新たな給付金を支給します！

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方へ、児童1人当たり一律5万円が支給されます。

▶ **支給対象** 下記①～③のいずれかに該当する方

- ①令和3年4月分の児童扶養手当が支給される方(原則手続き不要)
- ②公的年金等を受給しており令和3年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

▶ **支給額** 児童1人当たり一律5万円

▶ **申請・問合せ** 支給対象②、③に該当する方は、子育て支援課までお問い合わせください。申請方法、必要書類等をご案内します。



※ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対しては、国で支給の実施を検討しておりますので、決定次第、広報やホームページ等でお知らせいたします。

● **申請・問合せ** 教育委員会子育て支援課 ☎029-885-0340(内)232

必要な方に生理用品を無償配布します

美浦村および美浦村社会福祉協議会では、長引くコロナ禍により経済的な理由等で、生理用品の購入が困難な方を支援するため、生理用品を無償で配布いたします。

《**対象となる方**》美浦村民で、経済的な理由等により購入が困難な方

《**配布内容**》生理用ナプキン

※原則一人につき1パックの配布とします。

※製品は選べません。

※数に限りがあります。

《**配布場所**》美浦村社会福祉協議会(美浦村受領)

《**配布期間**》6月30日(水)まで ※なくなり次第配布終了。

《**配布方法**》配布場所の窓口に設置している専用カード、もしくはこのページをスマートフォン等で写し、職員にご提示ください。可能な限り女性職員からお渡しさせていただきますが、場合によっては女性職員が対応できない場合もございます。ご了承ください。

必要な方に
お渡しします
(生理用品)

お名前やご住所は
お聞きしません。
このカードを窓口
でお見せください。



■ **問合せ**

- ・美浦村社会福祉協議会 ☎029-885-0038
- ・役場福祉介護課 ☎029-885-0340(内)111

～重度心身障がい者・ひとり親家庭のマル福の受給者証をお持ちの方へ～

新しいマル福の受給者証を6月下旬に郵送します

重度心身障がい者・父子家庭の父子・母子家庭の母子としてマル福制度の対象となっている方の受給者証は、原則毎年6月末日で更新となります。新しい受給者証を6月下旬に郵送しますので、現在ご使用の受給者証は、有効期限経過後に各自で責任をもって処分してください。

ただし、下記に該当する方については更新の手続きが必要になります。更新手続きのご案内を6月中旬に送付しますので、記載内容をご確認のうえ、役場国保年金課までお越しください。



窓口で更新手続きが必要な方は？

- ▶令和3年1月1日時点で、美浦村に本人もしくは扶養義務者の住民登録がない方
市区町村が発行する証明書で令和2年分の所得額・控除額内訳・扶養控除人数の記載があるもの（令和3年度の所得等証明書、課税証明書等）をご準備ください。
- ▶本人もしくは扶養義務者の令和2年中の所得の申告がお済みでない方

※その他、必要に応じて窓口にお越しいただく場合があります。

■問合せ 役場国保年金課 ☎029-885-0340 (内)116

児童手当の『現況届』を提出してください

「現況届」とは、児童手当を受給している方(保護者)の6月1日現在の状況を記載し、引き続き児童手当を受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。そのため、受給者は6月中に現況届を提出しなければなりません。

現況届の提出がない場合は、6月以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

届け出の方法

受給者には「児童手当現況届」の用紙を6月中旬に郵送しますので、**6月30日(水)まで**に必ず手続きを済ませてください。

【提出先】村教育委員会子育て支援課（役場2階）

【提出方法】原則郵送 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため郵送でご提出ください。

届け出に必要なもの

- ◎全ての方 認印、児童手当現況届
- ※別途、必要書類がある場合があります。
- 同封の用紙をご確認ください。

みなさん、
忘れずに申請しましょう



■問合せ 村教育委員会子育て支援課 ☎029-885-0340 (内)231・232

「歯」と「口内」の健康 を保ちましょう



合言葉は8020、6424！！

歯は、単に食べ物を噛むというだけではなく、食事や会話を楽しむなど、人生を豊かに過ごすために重要です。茨城県では、

8020 (ハチマルニイマル) ⇒ 「80歳で20本以上の歯を保とう」

6424 (ロクヨンニイヨン) ⇒ 「64歳で24本以上の歯を保とう」

(ムシバニシナイ) ⇒ 「むし歯にしない」



をキャッチフレーズに、生涯を通じた歯と口の健康づくりを推進しています。

各世代における歯と口の健康

- ▶ **妊産婦期**…胎児の乳歯や永久歯の芽の形成が開始される時期で、ママの体調及び歯周病管理が大切です。
- ▶ **乳幼児期**…歯や口内の状態は、食べる機能の獲得やからだの成長に影響します。また、食事や歯みがきの基本的習慣を身に着けることが、今後のむし歯予防に繋がります。
- ▶ **学齢期**…乳歯から永久歯への交換期にあたり、むし歯が多発します。
- ▶ **成人期**…年齢が高くなるにつれ歯周病の所見がある方の割合が高くなり、40代後半から急増します。歯周病は糖尿病、動脈硬化などの血管系の病気、心臓病、肺炎など全身に様々な影響を及ぼすことがわかっています。歯周病を予防することが、生活習慣病の予防に繋がります。
- ▶ **高齢期**…歯周病の進行により、露出した歯の根元のむし歯、歯の喪失が増える時期です。口の筋力が弱くなったり、唾液の分泌が減ることにより、誤嚥性肺炎などが生じることがあります。

一人ひとりの取り組みが大切です

全年齢

- ・かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健診を受けましょう。

妊産婦期

- ・出産前に歯科の治療を済ませましょう。
- ・重度の歯周病は胎児に影響を与えることがあります。口腔ケアに努めましょう。

乳幼児期

- ・甘い飲み物やお菓子の摂りすぎに注意しましょう。
- ・間食は時間を決めて食べましょう（ダラダラ食べをしない）。
- ・歯みがき＋仕上げみがきの習慣を身につけましょう。



学 齡 期

- ・よく噛んで食べましょう。
- ・1日3回、食後の歯みがき習慣を継続しましょう。
- ・仕上げみがきは、上手に磨けるようになるまで（小学校中学年ぐらい）つづけましょう。
- ・フッ化物を上手に利用しましょう。



成人・高齢期

- ・定期的に歯科健診を受け、むし歯・歯周病を早期発見し、進行を予防しましょう。
- ・フッ化物を上手に利用しましょう。
- ・糖尿病や喫煙は歯周病のリスクを高めます。生活習慣の改善および禁煙を心掛けましょう。
- ・口の動きを保つために口の体操を行ったり、唾液腺をマッサージして唾液の分泌を促しましょう。
- ・毎食後の歯磨き+入れ歯を使っている方はお手入れを忘れずに。

★健康増進課では、「ますます元気教室」の中で、高齢者の口腔機能の低下を防止するために歯科衛生士による講話を予定しています。ますます元気教室の日時や内容は、村ホームページや広報みほ7月号などでお知らせします。

毎年6月は「食育月間」 毎月19日は「食育の日」、20日は「減塩の日」です

1日の塩分摂取量は、
男性7.5g未満 女性6.5g未満

茨城県民は塩分摂取量が多い！

茨城県民は、心疾患や脳血管疾患など生活習慣病による死亡率が全国に比べ高く、その要因の一つである塩分摂取量も国が定める目標量を大幅に超えています。

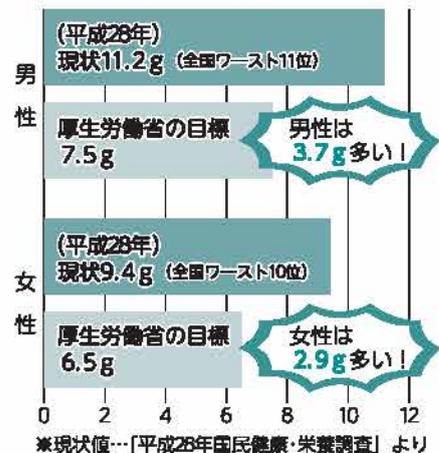
- ・濃い味付けに慣れていませんか？
- ・つついしょっぱいものを食べていませんか？
- ・「減塩の日」を機会に減塩しましょう！

▶おいしく減塩するコツ

- ・「醤油やソースはかけずにつける！」で減塩
- ・「麺類の汁は残す！」で減塩
- ・「減塩食品を活用！」で減塩
- ・「栄養成分表示を確かめよう！」で減塩



◎塩分摂取量の比較



休日当番医

診療時間：午前9時～午後4時 ※都合により当番医を変更することがあります。
お問合せ先：なるしま内科医院 ☎029-869-4820

6月	20日 (日)	なるしま内科医院 宮本病院	阿見 稲敷	☎029-869-4820 ☎0299-79-2114	7月	4日 (日)	あべ整形外科 鈴木クリニック	阿見 稲敷	☎029-875-5303 ☎029-892-3640
	27日 (日)	まはらウイメンズクリニック いなしきクリニック	阿見 稲敷	☎029-830-5686 ☎029-892-3372		11日 (日)	つじ耳鼻咽喉科クリニック 古橋医院	阿見 稲敷	☎029-801-3387 ☎0299-78-3770

7月の
乳幼児健診

4カ月児 7月26日(月)
令和3年2～3月生

3歳児 7月19日(月)
平成30年4～5月生

※新型コロナウイルス感染防止のため、日時が変更になる場合があります。

24時間 救急電話相談 ☎

迷ったら！

子ども #8000
おとな #7119

「国民年金保険料」 納めるのが困難なときは…

国民年金

■問合せ 国保年金課年金係 ☎029-885-0340(内)117

経済的な理由等で国民年金保険料（令和3年度の保険料は月額16,610円）を納めることが困難な場合には、申請により免除または猶予となる制度があります。

※任意加入者の方は、制度を利用することができません。

※免除・猶予とも所得制限があり、所得が一定額以下でなければ承認されません。ただし、離職者の方は申請の際にハローワーク発行の離職票を確認できれば、承認される場合があります。

全額免除制度・一部納付(一部免除)制度

本人・配偶者・世帯主の所得が一定額以下の方が対象となる制度で、所得に応じ保険料の全額、または一部（3段階に分かれます）が免除されます。

▼免除の割合と納付する額（令和3年度／月額16,610円の場合）

免除の割合	納付する額	免除の割合	納付する額
全額免除	0円	半額免除	8,310円
4分の3免除	4,150円	4分の1免除	12,460円

※一部納付制度の承認期間中に保険料を納付しなかった場合は、その未納額および免除額は通常未納した場合と同じ取扱いとなります。

※免除の割合に応じて、年金受給額も低額になります。



納付猶予制度

50歳未満の方で、本人と配偶者の所得が一定額以下の方が対象となる制度です。

承認された期間は、将来受け取る年金の受給資格期間には加算されますが、年金受給額には反映されません。

▶申請方法や所得制限の基準等、詳細については国保年金課年金係までお問い合わせください。

新たな生活を始める新婚夫婦への支援として、住居費や引っ越し費用の一部を補助します

結婚新生活支援事業

○主要要件は？

- ・令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、美浦村に婚姻届を提出し受理されている。
- ・美浦村に住所を有し居住している。
- ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下である。
- ・夫婦の所得額の合計が400万円未満である。
- ※貸与型奨学金を返済している場合は、令和3年中の返済額を所得から控除できます。

▶補助金の額 1世帯当たり30万円を上限に補助します。

▶申請方法 必要書類を揃えて、申請期間内に役場総務課にご提出してください。

※申請方法や提出書類などの詳細については個別に説明しますので、申請を希望される方は村ホームページをご覧ください。役場総務課にお問い合わせください。

■問合せ・申請先 役場総務課 ☎029-885-0340(内)204・205

○対象経費となる経費は？

- ・新規に美浦村内に住宅を取得した際の費用
- ・新規に美浦村内の住宅を賃借する際に要した費用（賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料）
- ※ただし、勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、当該手当分を除きます。
- ・婚姻に伴う引っ越しに要した費用



暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていませんか？

消費者トラブルは
猶まず早めに相談を！

見守り 新鮮情報

有名企業の公式サイトだと思ったら模倣サイトだった

- 【事例1】有名家具店の公式サイトだと思い、ソファが約2万円と安くなっていたので購入した。受注メールが届かないので、改めてサイトを確認したところ、URLが公式サイトと違っており、偽サイトだと気付いた。(70歳代 男性)
- 【事例2】有名家電メーカーの公式サイトだと思い格安で販売されていた掃除機を注文した。受注メールは届いたが、なかなか商品が届かず不審に思っていたところ、偽ブランドのマフラーが送られてきた。家電メーカーに確認し、偽サイトを利用したことが分かった。(60歳代 女性)

【ひとこと助言】

有名企業等の公式サイトによく似た模倣サイトで商品を注文し、代金を支払ってしまったという相談が寄せられています。模倣サイトでは、日本語などが明らかにおかしいものもありますが、最近では見分けがつかないほどよく似ているものもあります。販売価格が大幅に値引きされている場合などは、模倣サイトの可能性が高く、注意が必要です。模倣サイトでクレジットカード決済をしたことに気付いたときは、すぐにクレジットカード会社に連絡をしましょう。海外事業者とのトラブルについては、国民生活センター越境消費者センター (<https://www.ccj.kokusen.go.jp/>) で、ウェブフォームにて相談を受け付けています。

見守り 新鮮情報

宅配便業者を装ったSMS URLにアクセスしないで

スマホの通信費が前月より2万円ほど高かったのので、携帯電話会社に確認したところ、スマホから海外にSMSを送信していたと判明した。数カ月前に「荷物を預かっている」というSMSが届き、URLをタップした。その時に不審なアプリをダウンロードしてしまったのかもしれない。(70歳代 女性)

【ひとこと助言】

宅配便業者の不在通知を装って送られてくるSMS（ショートメッセージサービス）に、偽サイトに誘導するためのURLが記載されており、アクセスしたことにより、自分のスマホが不正利用されるという被害が起きています。SMSで不在通知が届いても、記載されているURLにアクセスしてはいけません。電話窓口や公式ホームページ等で、宅配便業者の正式なサービスか調べ、真偽を確認しましょう。URLにアクセスしてしまった場合は、不審なアプリがインストールされていないか確認しましょう。また、IDやパスワード、暗証番号等の個人情報を入力してはいけません。

～以上2件、国民生活センター「見守り新鮮情報」より引用・抜粋～

司法書士による無料相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談の2日前までにご予約下さい。

【開催日時】7月2日(金)午前9時30分から11時30分まで

【会場・受付】美浦村消費生活センター

消費生活に関する相談は

◇村消費生活センター（消費生活相談全般）☎885-7141(直通)
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時

（相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。）

※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。

◇消費者ホットライン（全国共通）☎188※3桁で繋がります。

◇県警悪質商法110番（訪問販売や悪質業者に絡む各種相談）
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

美浦村子育て情報



問合せ

子育て支援センター(みほふれ愛プラザ内) ☎029-885-6511 *午前9時30分～午後6時(水曜・日曜・祝日休業)

つくって! かざって!
おうち時間を楽しもう!!



てるてるぼうず

小さめのビニール袋に丸めたティッシュを入れ、中身が出ないように輪ゴムで縛ります。ティッシュを顔に見立て、袋の上から油性ペンで目・鼻・口を描きます。カラフルな輪ゴムを使用したり、体の部分にシールを貼っても楽しいですね。たくさん作って吊るしてみましょ。



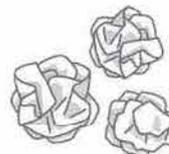
にじみ絵

コーヒーフィルターや、小さく切った障子紙に水性ペンで好きな模様を描き、端の部分に濡らしたり、霧吹きで水をかけてみましょう。にじんでいく様子を見るのも楽しいです。



やわらかボール

丸めた新聞紙の全面に、ガムテープを貼って形を整えれば出来上がり! 新聞紙の枚数を変えれば、さまざまな大きさのボールの完成です。パンダナで、丸めたタオルを包んだものでもすぐに遊べます。



子育てひろばのご案内

☆子育て支援センターでは、人数と時間(最大2時間まで)の制限をしています。利用したい方は事前に電話予約をしてください。

びよ:びよびよサロン

◇対象 2カ月～1歳3カ月児・妊婦さん
木曜日 午前11時～11時30分

よち:よちよちルーム

◇対象 1歳児(H31.4.2～R2.4.1生)
火曜日 午前11時～11時30分

エン:エンジョイ子育て

◇対象 2歳児(H30.4.2～H31.4.1生)
金曜日 午前11時～11時30分

おも:おもちゃ図書館

◇対象 未就学児・障がいのある方
第2土曜日 午前10時～11時

☆ご利用の際は、お子様の対象となるひろばをホームページや子育てカレンダーでご確認ください

7月の子育てひろば

日	月	火	水	木	金	土
				1 びよ	2 エン	3
4 休	5	6 よち	7 休	8 びよ	9 エン	10 おも
11 休	12	13 よち	14 休	15 びよ	16 エン	17
18 休	19	20	21 休	22 海の日	23 スポーツの日	24
25 休	26	27	28 休	29 びよ	30	31



子育て支援センターは、未就学児とその保護者が一緒に遊んで交流できる場です。子育て情報の提供、子育てに関する相談等を通じて子育て支援を行っています。お気軽にご利用ください。



図書室便り

■問合せ

中央公民館図書室 ☎029-885-8442

■インターネット蔵書検索

パソコン <https://www.lics-saas.nexs-service.jp/miholib/webopac/index.do>

スマートフォン <https://www.lics-saas.nexs-service.jp/miholib/spopac/index.do>



■開館時間 午前9時～午後5時（水曜日のみ午後7時まで延長）

図書室およびイベント等の取り扱いについては、新型コロナウイルス感染症対策の状況に応じて変更・中止になる場合がございます。

最新の情報につきましては、村公式ホームページをご確認いただくか、図書室までお問合せください。

蔵書点検による休室のお知らせ

中央公民館図書室では蔵書点検を行うため、次の期間中の図書室・閲覧室の利用ができません。皆さまにはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

休室期間 6月29日(火)～7月6日(火)

- ・休室期間中も返却ポストはご利用になれます。
- ・DVD、雑誌、紙芝居、大型絵本については7月7日以降に図書室カウンターにご返却ください。返却ポストによる返却はできません。

特別貸出期間について

図書室では、6月27日(日)まで特別貸出を行っています。ぜひご利用ください。

【貸出可能冊数】

- ・本、雑誌、紙芝居…無制限
- ・ビデオ…5本、DVD…1本

【返却期限日】

- ・貸出日から3週間後

※貸出時にお渡しするレシートをご確認ください。



本のリサイクルを行います

資源の有効活用を図ることを目的として、古くなり利用されなくなった本を皆さまに無償でお譲りします。

期間 6月29日(火)午前10時～

7月6日(火)午後5時

場所 中央公民館 図書室前廊下



- ・配布本がなくなり次第終了いたします。
- ・お一人様何冊でもお持ち帰りいただけます。
- ・お持ち帰りいただいた本は返却できません。ご自宅でお楽しみください。

新着図書案内は、中央公民館・役場・みほふれ愛プラザ・こもれび森のイパライド(稲敷市)で配布しています。

7月の図書室カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
				1 休	2 休	3 休
4 休	5 休	6 休	7	8	9	10
11	12 休	13	14	15	16	17
18	19 休	20	21	22 休	23 休	24
25	26 休	27 休	28	29	30	31

※月曜・祝日・毎月最終火曜日は休室

6月29日(火)～7月6日(火)は蔵書点検のため休室

お話し会



お話し会「虹」の皆さんによるお話し会を行います。

読んでほしい本がありましたら、当日でも構いませんのでリクエストしてください。自宅の本の持ち込みも可能です。

日時 6月19日(土)午前11時～

会場 中央公民館1階 創作室

お話し会に参加される際は感染症拡大防止対策のため、検温・連絡先のご記入にご協力いただく場合がございます。ご了承ください。

ブックスタート



ブックスタートとは、地域や家族みんなで赤ちゃんが絵本と出会える環境作りを応援する運動です。健診の待ち時間に、かわいい絵本の入った「ブックスタート・パック」をお渡ししています。

日時 7月26日(月)午後1時～

会場 保健センター

対象 4カ月児健診を受診する親子

お知らせ

公共機関等の電話番号はお知らせの最終ページに掲載しています。

広報みほに広告を掲載しませんか

1枠2,700円～(先着)
※ページ構成上募集がない月もあります。
詳細は村ホームページをご覧ください。
役場総務課までお問合せください。

本紙に掲載されている行事・イベント等については新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、延期や中止になる場合があります。開催に関する問合せは各問合せ先までお願いいたします。

暮らしの困りごと ご相談ください

生活相談・生活設計・労働相談・消費者トラブル・セカンドライフなど専任相談員のアドバイス、または専門家・専門機関をご紹介します。
◇時間 午前10時～午後5時
30分
◇問合せ ライフサポート

ばらき ☎0120-1786-1184 (無料)
※秘密は厳守いたします。

県立土浦産業技術専門学院 オープンキャンパス

◇体験会
・日時 6月13日(日)、7月21日(水)、8月25日(水)
午後1時30分から(受付午後1時から)

・学科 機械技術科、自動車整備科、コンピューター制御科、IT技術科
◇見学会
・日時 6月19日(土)、7月3日(土)、7月17日(土)、8月4日(水)
午前10時30分から(受付午後1時から)

◇会場 茨城県立土浦産業技術専門学院(土浦市中村西根50-1179) ☎029-1841-3551

行政相談員にご相談 ください

行政相談員は総務省から委託され、国・県・市町村などの行政に関する相談やその解決のための活動をしています。村では前任者の増尾正己さんの退任を受け、令和3年4月より栗山和男さんが相談員となりました。日々の暮らしの中で困っていること、悩んでいることがあります。気軽にご相談ください。
◇日時 毎月第4金曜日
午前10時～正午
◇場所 美浦村役場1階住民相談室または会議室
◇問合せ 役場総務課

ワンポイント防災情報 26

マイ・タイムライン を作りましょう

台風等による大雨によって、河川の水位が上昇する時等に、村民の皆さま一人ひとりがとる防災行動を、時系列的に整理した行動計画を「マイ・タイムライン」(個人防災行動計画)といいます。

台風で川が増水。避難行動は決まっていますか?

台風等の風水害の際、被害にあわないようにするためには、ハザードマップの確認や、マイ・タイムラインの作成等、いつ、どのような行動をとれば良いかを考え、普段から準備しておくことが大切です。洪水ハザードマップ等を用いて居住地等の自ら関係する水害リスク等を知る、自分自身が避難する際の課題に気づく、そして実際に災害が起きた時にどのように避難するかを考えることがいざというときの避難に役立ちます。

マイ・タイムラインの作り方

茨城県では、簡単にマイ・タイムラインを作れるように、作成支援動画の公開や作成手順と記載例によるマイ・タイムラインの作り方を掲載しています。これらを参考にし、マイ・タイムラインを作成しましょう。(第26回・終わり)



(広告欄)

#みほのラジオ
～美浦村よいとこいちはおいで～
放送局 fm-uu 85.4 FMうしくうれしく放送
放送日 毎週金曜・土曜 午前7時～7時15分

無料スマホアプリ
「ListenRadio (リスラジオ)」
で視聴できます!!

AppStore (iPhone/iPad) Playストア (Android)

屋根工事・塗装工事はお任せください!
代表 029-846-1190
▶無料点検・無料見積り実施中!
▶自然災害にも対応しています!
県知事許可(般-30)第36562

株式会社コタジマ総建
〒300-1204 牛久市岡見町2605-8

このQRコードは当社のHPです! スマホのカメラでも読み込み可能!

県障害者スポーツ 大会参加者募

茨城県障害者スポーツ大会は、県内の障がい者のスポーツをおとした、自立と社会参加を推進するとともに、県民の障がい者に対する理解と認識を深めることを目的とするスポーツ大会です。

次のとおり募集しますので、ふるってご参加ください。

◇日時 9月12日(日)、18日(土)、25日(土)

◇場所 笠松運動公園(ひたちなか市)

◇対象者

◇【団体競技】下記の条件を満たす者

①県内に在住または県内の施設、学校または職場に在籍している者

②年齢12歳以上の者(令和3年4月1日現在)

③知的障がい有する者、または、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

【レクリエーション競技】県内

に居住または県内の施設、学校または職場に在籍している心身障がい者

▼競技 バスケットボール、

ソフトボール、バレーボール、サッカー、フットボール、レクリエーション競技

◇申込方法 6月9日午後6時に、県ホームページに掲載予定

◇申込期間 6月14日(月)～7月21日(水)午後5時必着

◇問合せ 茨城県障害者スポーツ・文化協会 ☎029-301-3375

児童扶養手当

児童扶養手当は、父または母と生計を共にしていない児童の健やかな成長と生活の安定、自立を促進するための手当です。

◇対象 次のいずれかに該当

する児童を養育している方
ただし、児童および父、母または養育者が日本国内に住んでいない場合や公的年金の受給額によって、受給要件が異なります。

・父または母が死亡した児童
・父または母が政令で定める程度の障がいにある児童
・父または母の生死が明らかでない児童

・父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
・父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
・母が婚姻によらないで懐胎した児童

◇手当の額(月額)
▼子どもが1人の場合 4万3160円

▼2人目の場合の加算額 1万190円

▼3人目以降の加算額 6110円(1人につき)

◎手当を受給中の方へ
次のような場合は、児童扶養手当を受ける資格がなくなり、必ず資格喪失届を提出してください。

・届出をしないまま支給を受けた場合、その期間の児童扶養手当は全額返還していただきます。

・婚姻の届出をしたとき

・婚姻の届出をしていなくても事実上の婚姻関係(男性と同居、または同居がなくとも頻繁な訪問があり生活費の援助がある場合)になつたとき

・受給者本人や児童が公的年金を受けることができるようになったとき

◇日時・会場
①6月19日(土)午後1時30分～3時30分・阿見町本郷ふれあいセンター
②7月17日(土)午後1時30分～3時30分・土浦四地区公民館
③8月21日(土)午後1時30分～3時30分・阿見町本郷ふれあいセンター
④9月18日(土)午後1時30分～3時30分・みほふれ愛プラザ

◇問合せ 役場福祉介護課

土浦地方家族会

・児童が児童福祉施設に入所したり、転出したことなどにより、受給者が監護または養育しなくなったとき
・その他支給要件に該当しなくなったとき
◇申請・問合せ 役場子育て支援課

精神障がい者を家族にもつ人たちが、お互いに悩みや心配事を語り合う会を開催します。家族同士の交流を通して、お互いに励まし合い、支え合うことを目的としています。ぜひご参加ください。

※参加無料・申込不要

◇日時・会場

①6月19日(土)午後1時30分～3時30分・阿見町本郷ふれあいセンター

②7月17日(土)午後1時30分～3時30分・土浦四地区公民館

③8月21日(土)午後1時30分～3時30分・阿見町本郷ふれあいセンター

④9月18日(土)午後1時30分～3時30分・みほふれ愛プラザ

◇問合せ 役場福祉介護課

(広告欄)

オーテックプラザ
http://autec-plaza.jp

新車・中古車の販売・買取 車検整備 板金

車のことならなんでもお任せ！
安心の品質とスピード対応です
美浦村大谷1447-1
☎029-885-5387 《フリーダイヤル》

◎草刈りのご用命は **トヨタクリーン** へ！
(耕作放棄地・空き地・宅地等の草刈、伐採)

東洋開発(株)グループ 太陽光発電所草刈清掃管理会社
トヨタクリーン産業(株) 連絡先 小泉・池延
美浦村信太2627-1 (ファミリーマートトレセン前店裏)
☎029-886-9991

スイセンの球根をお分けください

大好き美浦村ネットワーカ―協議会(松本政幸代表)では、今年も美浦村花いっぱい事業の一環として、村内にスイセンの球根植栽を計画しています。スイセンの球根をお分けただける方は、役場企画財政課へお持ちください。また、量が多い場合には、引き取りにも伺いますのでご連絡ください。

◇募集期間 6月21日(月)～23日(水)

◇問合せ 役場企画財政課

放送大学入学生募集

放送大学は、テレビ・インターネットで授業を行う通信制の大学です。働きながら大卒を卒業したい、学びを楽しみたいなど様々な目的で、幅広い世代の方が学んでいます。10月入学生を募集しています。詳しい資料を送付しますのでお気軽にお問合せください。

◇募集学生の種類
▼教養学部

・科目履修生…6カ月在学し、希望する科目を履修

・選科履修生…1年間に在学し、希望する科目を履修

・全科履修生…4年以上在学し、卒業を目指す

◇大学院

・修士科目生…6カ月在学し、希望する科目を履修

・修士選科生…1年間に在学し、希望する科目を履修

◇出願期間

・第1回 6月10日～8月31日

・第2回 9月1日～9月14日

※インターネット出願も受け付けております。

◇問合せ 放送大学茨城学習センター(〒310-0005 6水戸市文京2-1-1 (茨城大学構内)) ☎029-1228-0683、ホームページ(<https://www.ouj.ac.jp>)

食品取扱者の保菌検査(検便)の実施

食品衛生法施行規則第66条の2第一項に基づき、食品取扱者は保菌検査(検便)を実施してください。

◇対象 村内の食品取扱(調理・販売等)従事者(パート

等も含む)

◇実施方法 一年に一回以上検査機関にて保菌検査(検査項目…赤痢菌・サルモネラ属菌・腸管出血性大腸菌O157)を実施してください。検査機関の指定はありませんが、取引先がない場合、次の検査機関での実施が可能です。

◇検査機関 江東微生物研究所

◇検体容器 食品衛生協会会員は、食品衛生指導員を通じて配布予定。会員以外の方は竜ヶ崎保健所に取りに来てください。

◇検査手数料(税込)

▼会員 一検体につき700円

▼会員以外 一検体につき1000円

※検査項目 赤痢・サルモネラ属菌・O157を含む腸管出血性大腸菌

◇検体提出方法 検体採取後速やかに専用封筒(後納郵便)を使用し郵便にて送付ください。

※採取後3日以内

◇問合せ

・竜ヶ崎食品衛生協会 ☎02-9716218747

・竜ヶ崎保健所衛生課 ☎02-9716212163 (保

菌検査全般について)

植えてはいけない「けし」

「けし」の仲間には、春から色鮮やかで美しい花を咲かせ、観賞用として人気があります。しかし、「けし」の仲間には、法律で栽培が禁止されているものがあります。

植えてはいけない「けし」を発見した場合は、竜ヶ崎保健所までご連絡ください。

◇連絡先 茨城県竜ヶ崎保健所衛生課 ☎029716212163

◀植えてはいけないけしの例



ケシ(八重)
【ソムニフェルム種】



アツミゲシ
【セティゲルム種】

(広告欄)

ito construction Co.,Ltd.
株式会社 **伊藤建設**
「次世代に誇れる仕事」
地域環境と人にやさしいモノづくりで
みなさまの暮らしに貢献いたします

美浦村大谷453-1
TEL 029-885-0239
FAX 029-885-1160
<http://itou-miho.co.jp/>

美浦村金融団

常陽銀行 美浦支店
筑波銀行 美浦支店

Tsukuba Bank

村社会福祉協議会 新局長就任

4月1日付で、村社会福祉協議会の事務局長に岡田守さんが就任しました。

前局長の増尾嘉一さんは平成30年4月から3年にわたり事務局長を務めました。ありがとうございます。

優良運転者表彰の 申請受付

稲敷地区交通安全協会では、優良運転者表彰の申請を受け付けます。

◇受付期間 6月1日(火)～6月30日(水)午前8時30分～午後5時15分

◇申請資格

- ・普通運転免許証を所持し、稲敷地区交通安全協会に5年以上入会している方(原付免許のみの方は電話で事務局へ確認してください)
- ・過去5年以上無事故無違反の運転者
- ・職業、自家用問わず常時運転している方

◇申請方法 稲敷警察署内の協会事務局へ必ずご本人が

申請に来てください。
持参していただくもの
運転免許証、印鑑

◇問合せ 稲敷地区交通安全協会事務局 ☎029-189-212501

学生の皆さんへ！ 就職面接会を開催します

大学院・大学・短大・専修学校等(高校は除く)の令和4年3月卒業予定者および既卒未就職者(概ね卒業後3年以上)を対象に、県内企業を集めた「チャレンジいばらき就職面接会」を開催します。

面接会は、午前の部と午後の部で参加企業を入れ替えて行われますので、ぜひご参加ください。要事前申込・参加費無料です。履歴書を複数枚お持ちください。外国人留学生も参加可能です。詳しくは問合せ先までご連絡ください。

◇開催期日及び場所

- ・水戸会場(1日目)
6月28日(月) 県水戸合同庁舎(水戸市柵町1-3-1)
- 1) 水戸会場(2日目)
7月15日(木) ホテルレイクビュー水戸(水戸市宮町1-6-1)

・土浦会場(1日目)
7月1日(木) ホテルマロウド筑波(土浦市城北町2-24)

・土浦会場(2日目)
7月2日(金) 県南生涯学習センター(土浦市大和町9-1)

◇開催時間(全日程共通)

- ▼午前の部 午前10時20分～午後0時20分
 - ▼午後の部 午後2時～4時
- ◇参加予定企業数(午前・午後の部の合計)
- ・水戸会場(1日目) 40社
 - ・水戸会場(2日目) 80社
 - ・土浦会場(1日目) 60社
 - ・土浦会場(2日目) 60社

◇申込方法

チャレンジいばらき就職面接会のホームページ上でご案内します。
ご案内時期は5月下旬～6月上旬になる見込みです。都度、ホームページをご確認ください。

▼ホームページ (https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/challenge_ibaraki_mensetsuka/v13_kigyou_setsumei_zei.html)

成年(成人)年齢引下げに伴う「成人式」の対象年齢について

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和4年(2022年)4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。現在、村では20歳の方を対象に、成人の日(1月第2月曜日)前日の日曜日に成人式を開催していましたが、成年年齢が18歳に引き下げられた後の「成人式」については、以下のとおりといたします。

■対象年齢について 美浦村では、「成人式」の対象年齢を20歳とします。
なお、式典の名称については、「**はたちのつどい**」といたします。

■式典対象年齢を20歳とする主な理由

- ①18歳は就職活動や受験など多忙な時期であり、式典への参加が大きな負担となったり、安心して参加できないなどの問題が生じるおそれがあるため
- ②成人式はこれまで20歳を対象として長い間実施されており、それが地域や住民にも伝統として広く定着しているため

■開催時期 これまでどおり、成人の日(1月第2月曜日)前日の日曜日を予定しています。

なお、成年年齢引下げ後の最初の式典は、令和5年1月8日(日)を予定しています。対象は、平成14年(2002年)4月2日から平成15年(2003年)4月1日の間に生まれた方になります。



◇問合せ 生涯学習課(中央公民館内) ☎029-885-4451

特設人権相談所の開設

土浦人権擁護委員協議会では、特設人権相談所を開設します。家庭内の問題、虐待、DV、いじめ、同和問題、セクハラ、近隣問題、相続、借地借家、金銭貸借等、人権に関わる心配ごとや困っていることがありましたら気軽にご相談ください。無料で相談することができます。

※プライバシーは厳守します。
◇日時 6月14日(月)午前10時～午後3時

◇会場 美浦村老人福祉センター
〒311-0291

◇問合せ 水戸地方事務局土浦支局 ☎029-1821-0792

女性の権利ホットライン

夫・パートナーからの暴力、職場でのいじめやセクシュアル・ハラスメント、ストーカーなどどんなことでも相談してください。

女性の人権問題に詳しい法務局職員または人権擁護委員

が相談をお受けします。

◇時間 午後1時～4時

◇相談方法 電話相談(相談料無料。但し、電話料金はかかります) ☎029-1231-18380・029-1231-18381

◇問合せ 茨城県弁護士会 ☎029-1221-3501

梅朝基礎落語

好文亭梅朝さんの落語で楽しいひと時をすごそう。

※事前に申込みが必要です。

◇日時 6月27日(日)午後1時30分～

◇場所 文化財センター
◇人数 20名(先着)

◇申込・問合せ 文化財センター ☎029-1886-0291

※6月1日(火)から、電話でのみ受付いたします。



個人事業税は便利な口座振替で

個人事業税は、口座振替をご利用になると、納期限を忘

れたり、わざわざ金融機関に納付に行く必要がなくなりとても便利です。

お申し込みは、県税事務所または預金先の金融機関へお問い合わせいただくか、納税通知書(8月中旬ごろ発送)に同封のハガキをご利用ください。

◇問合せ 茨城県土浦県税事務所管理課 ☎029-1822-17203

◇受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土曜、日曜、祝日を除く)

※電話が混み合い、つながりにくいことがあります。

善意

〔社会福祉協議会へ〕

○小幡 美和子様 介護用品

〔善意銀行へ〕

○パソコンを譲りましょう同好会様
3万3395円

◇ありがとうございました



排水路・道路工事に伴う歩行者および車両通行止めのお知らせ

美浦村郷中地内の村道の一部区間(右図参照)において、排水路・道路工を実施するため、6月1日(火)から歩行者および車両通行止めとなります。地域住民の方、道路を利用する方には大変ご不便、ご迷惑をおかけいたしますがご理解ご協力をお願いいたします。

〈通行止め期間〉

6月1日(火)
～令和4年3月31日(木) ※予定

〈問合せ〉 役場都市建設課

ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。



歩行者および車両通行止め箇所

公共機関等お問合せ一覧

美浦村役場	☎029-885-0340
みほふれ愛プラザ	☎029-885-6511
子育て支援センター	同上プラザ内
中央公民館	☎029-885-4451
中央公民館図書室	☎029-885-8442
文化財センター	☎029-886-0291
光と風の丘公園	☎029-885-6711
保健センター	☎029-885-1889
美浦水処理センター	☎029-885-0720
大谷時計台児童館	☎029-885-0597
木原城山児童館	☎029-885-1064
大谷保育所	☎029-885-1549
木原保育所	☎029-885-4488
社会福祉協議会	☎029-885-0038
デイサービスセンター	☎029-885-8885
老人福祉センター	☎029-885-7080
シルバー人材センター	☎029-886-0007
消費生活センター	☎029-885-7141
美浦村商工会	☎029-885-2250

防災行政無線の放送内容の 自動電話案内サービス

放送内容が聞き取りにくかった場合、音声で放送内容を確認できます。

☎ 029-885-0010

美浦村防災メール

災害等に関する緊急情報等をメールで受け取ることができます。ホームページか、右のQRコードから登録できます。



6月の納税

納期限は6月30日(水)です。
村 県 民 税 (1期)

各種相談

弁護士による 法律相談	日時 7月28日(水)午後1時30分～4時 ※7月1日(火)午前8時30分より申込受付。
心配ごと 相談	日時 7月5日(月)、19日(月) 午後1時～3時 ※予約は随時受付。
美浦村社会福祉 協議会主催	申込 社会福祉協議会 ☎029-885-0038 会場 老人福祉センター ☎029-885-7080
教育相談	学校生活、子育てなどで悩みがあるときはご相談ください。 ▶電話相談・来所相談・訪問相談 開所時間 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時 相談・予約 光と風の丘公園クラブハウス内 ☎・📧 029-885-7788
行政相談 (予約不要)	国の仕事のことなどで困ったときはご相談ください。 日時 6月25日(金)午前10時～正午 会場 役場1階会議室
障がい者 相談 (予約不要)	身体・知的障がい者やご家族の悩み事等何でもご相談に応じます。 日時 6月21日(月)、7月12日(月) 午後1時～3時 会場 みほふれ愛プラザ
個別健康 サポート相談 (要予約)	健康づくりについてお気軽にご相談ください。 日時 7月7日(水)午前9時30分～ ※一人1時間程度 申込・会場 保健センター ☎029-885-1889

平日、住民課窓口に来られない方へ

- ◎住民課窓口時間延長
毎月第2・第4水曜日の午後5時15分～7時に実施します。
・6月・7月の実施日 6月9日・23日、7月14日・28日
・取扱業務 各種証明書の発行、印鑑登録、パスポートの交付、戸籍届書の預かり、マイナンバー(個人番号)カードの交付、電子証明書の更新
※転入・転出・転居等の住民登録業務は取扱いできません。
- ◎住民票の写し・印鑑登録証明書の休日交付(電話予約)
事前に平日・午前8時30分～午後5時までに電話予約をいただくと、土・日・祝日に証明書を受け取ることができます。
※ご予約の際は証明書を受け取りにくる方がお電話ください。
- ◇問合せ 役場住民課

美浦村メガソーラー発電量

4月の発電量 281,352kWh 累計(今年度) 281,352kWh

(広告欄)

不動産 売買・賃貸・管理

すずなり

(株)鈴生ハウジング ☎0120-691-609

相続・土地・農地・
建設業許可・経営事項審査 の手続き代行します!

行政書士 **桑名宏** 事務所

美浦村木原2956
TEL 029-885-0316



令和3年度 後期 「みほ文化講座」「美浦ゼミ」講師募集

中央公民館では、令和3年度後期に行う「みほ文化講座」と「美浦ゼミ」の講師を募集します。原則として、村内に居住または勤務する20歳以上の方ならどなたでも応募できます。

■テーマ

生涯学習に関することなら、原則としてすべて可能です。ただし、内容が以下の項目に該当するものは除きます。

- ① 特定の政党や宗教の宣伝目的
- ② 特定の企業や団体の宣伝または営利目的
- ③ ①②以外で村教育委員会が不適当と認めるもの

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況等により講座計画を延期、または中止とさせていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

■期間

令和3年9月～令和4年3月末日

■会場

美浦村中央公民館、木原多目的集会施設、安中多目的研修集会施設(各部屋)

■募集締切

6月18日(金)

※応募用紙は中央公民館に用意してあります。

※応募後に内容等を協議検討のうえ開設講座を選定し、7月中旬にご連絡いたします。



みほ文化講座

自分の知識や特徴を生かし、他の人にも伝えたい方が講師となり開設する講座で、役場生涯学習課が企画し、支援するものです。

- ◇回数 10回以内
- ◇謝金 1開催日につき7,000円

美浦ゼミ

村民が自ら企画提案・講師となり実施する学習会です。

- ◇回数 5回程度
- ※同一年度内で1講師1企画までとします。
- ◇謝金 1開催日につき3,000円※辞退可能。

■申込・問合せ 生涯学習課(中央公民館内) ☎029-885-4451

HASHIMOTO BRUSH 各種産業用ねじりブラシ専門製造
株式会社 橋本ブラシ製作所



〒300-0425 茨城県稲敷郡美浦村興津1133-6
TEL:029-885-5125 FAX:029-885-7738
E-mail:info@hsmt-brush.co.jp URL http://www.hsmt-brush.co.jp

思いやりある、お葬式を

セレモニー博善

家族葬会館 霞風
美浦セレモニーホール

☎029-885-3085 美浦村受領 875-1
国道125号線沿い中央病院そば

セレモニー博善 検索